



2021年7月13日

各 位

会 社 名 E・Jホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 小谷 裕司
(コード番号 2153 東証第1部)
問合せ先 取締役管理本部長 浜野 正則
(TEL 086-252-7520)

当社取締役に対する業績連動型株式報酬制度の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役（下記のとおり社外取締役を除きます。）を対象とした、信託を用いた業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の一部改定に関する議案を2021年8月27日開催予定の第14回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度における改定内容等

(1) 本制度の概要

当社は、取締役の報酬と当社の連結業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、信託を用いた業績連動型株式報酬制度の導入に関する議案を2018年8月24日開催の第11回定時株主総会に上程し、同株主総会では、2019年5月末日に終了する事業年度から2021年5月末日に終了する事業年度までの3事業年度（以下、「対象期間」といいます。）に在任する取締役に対する報酬として承認可決されました。そこで当社は、2018年12月7日付で役員向け株式交付信託（以下、「本信託」といいます。）を設定し、本制度を運用してまいりました。

今般、上記対象期間が終了することから、本制度の一部を改定したうえで、2022年5月末日で終了する事業年度から2025年5月末日で終了する事業年度までの4事業年度を新たな対象期間として本制度を継続します。

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定した信託（本信託）が当社株式を取得し、当社取締役会が定める株式交付規程に基づいて当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

(2) 本制度の改定内容

今回の改定は、本制度による報酬の対象とする事業年度数を改定して本制度の運用に柔軟性をもたせるものであり、本株主総会において承認可決されることを条件として行うものです。

改定後における本制度の主な内容は、次の通りです。

① 本制度の対象者	当社の取締役（社外取締役を除きます）
② 対象期間	2022年5月末日に終了する事業年度から2025年5月末日に終了する事業年度まで （上記期間満了後、当社の取締役会の決定により、新たな対象期間として5事業年度以内の期間を都度定めて本制度を継続することがあります）
③ ②の対象期間（4事業年度）において、当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金80,000,000円
④ ②の対象期間満了後、新たに対象期間を設定した場合において、当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	当該新たに設定した対象期間の事業年度数に金20,000,000円を乗じた金額
⑤ 当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法
⑥ ①の対象者に付与されるポイント総数の上限	1年あたり18,500ポイント
⑦ ポイント付与基準	役位及び連結業績目標の達成度等に応じたポイントを付与
⑧ ①の対象者に対する当社株式の交付時期	原則として退任時

（注）当社グループ子会社における取締役、執行役員その他所定の職位を有する者にも同様の株式報酬制度を導入しており、上記と同様の一部改定を予定しております。なお、当社グループ子会社の取締役に対する株式報酬制度の一部改定は、当社子会社各社の株主総会で承認を受けることを条件といたします。

その他、当社株式の取得方法、議決権の行使、配当金の取扱い及び信託終了時の取扱いに変更はありません。

導入時の本制度の内容については、2018年7月13日付「当社取締役に対する新たな業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

（ご参考）本信託に係る信託契約の概要

委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社 （再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行）
受益者	当社及び一部当社子会社の取締役のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	当社及び当社役員から独立した第三者
議決権行使	信託の期間を通じて、本信託内の株式に係る議決権は行使いたしません
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託契約日	2018年12月7日
信託の期間	2018年12月7日～2021年11月末日（予定）
信託の目的	株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること

以 上